


新生児の保護者の方へお知らせ



かさいのかさいさん

ご誕生おめでとうございます。出生届提出後の手続きについてご案内します。

手続き	受付窓口
<p>■ 個人番号通知書の送付について</p> <ul style="list-style-type: none"> 出生届と同時に個人番号カードを申請された方： 個人番号カードと共に送付される台紙が個人番号通知書となります。 出生届と同時に個人番号カードを申請されなかった方： 出生届を出されてから、約2～3週間後にマイナンバー（個人番号）が記載された「個人番号通知書」と「個人番号カード交付申請書」が郵送されます。 世帯主様宛での転送不要の簡易書留で送付されますので受け取りをお願いします。 	<p>1階北側③番 市民課 42-8720</p>
<p>■ 絵本等引換券について（赤ちゃん出生祝い事業）</p> <p>記念品として、次の方に加西市社会福祉協議会からお預かりした絵本等引換券をお贈りします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 加西市に住所を有する出生児の保護者 	
<p>■ 産前産後期間の国民年金保険料の免除</p> <p>「国民年金第1号被保険者」の方は、産前産後期間の免除を受けることができます。 なお、免除該当期間は納付済期間として扱います。</p>	<p>1階北側⑤番 市民課 (年金担当) 42-8722</p>
<p>■ 育児期間の国民年金保険料の免除</p> <p>【令和8年10月から】「国民年金第1号被保険者」の方は、お子様の1歳の誕生日の前月まで、父母ともに免除を受けることができます。 なお、免除該当期間は納付済期間として扱います。</p> <p style="text-align: right;">日本年金機構 ホームページ  詳しくはこちら→</p>	
<p>■ 産前産後期間の国民健康保険税の免除</p> <p>出産月の前月から翌々月までの産前産後期間（4ヶ月）にかかる、国民健康保険税の免除を受けることができます（事前に届出があれば、手続きは不要です）。</p>	<p>1階北側⑥番 国保医療課 42-8721</p>
<p>■ 出産一時金について（国民健康保険加入者のみ）</p> <p>直接支払制度を利用しなかった場合、または、出産費用が出産一時金を下回った場合は申請することにより支給されます。</p>	
<p>■ 乳幼児等医療費助成について</p> <p>お子様の医療費を高校3年生まで助成します。 【必要なもの】 お子様を扶養にとられる保護者の資格確認書等（資格情報のお知らせ、マイナ保険証でも可）</p>	<p>1階北側⑥番 国保医療課 42-8796</p>
<p>■ 未熟児養育医療給付について</p> <p>指定医療機関で入院治療を受けており、医師から養育医療意見書の発行を受けた方に対し、医療給付を行います。</p>	
<p>■ 育成医療について</p> <p>手術等によって確実な治療効果の期待できる身体に障がいのある18歳未満の児童に対して、医療費の公費援助を行っております。詳しくは、お問い合わせください。</p>	<p>1階南側⑨番 地域福祉課 42-8725</p>

<p>■ ご家庭で井戸水を使用されている方は、手続きが必要です。</p> <p>井戸水との併用で下水道を使用されているご家庭については、人数変更の手続きが必要になります。</p>	<p>1 階東側⑦番 上下水道 お客さまセンター 42-8795</p>
<p>■ 下水道使用料の減免について</p> <p>次の条件に該当される場合は、下水道基本使用料の免除を受けることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出生児が第3子以上の場合 ・ ひとり親家庭で、児童扶養手当または遺族年金を受給されているご家庭 	
<p>■ 児童手当について</p> <p>児童手当は高校3年生までの児童を養育している方に支給されます。</p> <p>【必要書類】請求者及び配偶者のマイナンバー確認書類、請求者名義の通帳等 ※状況により必要書類が変わりますので、詳しくはお問い合わせください。 ※公務員、公共団体職員の方は、勤務先で申請してください。</p>	<p>1 階南側⑩番 子育て支援課 42-8709</p>
<p>■ 「こんにちは赤ちゃん事業」について</p> <p>地域で安心して子育てができるよう、おおむね生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭に訪問を行います。</p> <p>加西市に住民票がある方は必ず手続きが必要です。</p>	
<p>■ 出産予定児童のこども園等入所申し込みについて</p> <p>産前産後休暇・育児休業を取得しその後の職場復帰のために、出産前からこども園等への入所申し込みをされている場合は、必要書類が揃い次第お早めに、こども未来課へお越しください。ご不明な点はお問合せください。</p>	<p>1 階西側⑭番 議会棟 こども未来課 42-8726</p>
<p>■ 市営住宅への同居申請について</p> <p>市民課で住民票謄本を取得していただき、担当窓口までお持ちください。</p>	<p>5 階南側⑥番 施設管理課 42-8750</p>
<p>■ 新生児訪問について</p> <p>新生児訪問連絡フォームやお電話で、お早めにご連絡ください。保健師・助産師が訪問し、体重測定や育児相談を行います。※R7年度に妊娠届出をされた方は新生児訪問連絡票（ハガキ）での提出も可能です。新生児訪問連絡フォームはこちら ⇒ </p>	<p>健康福祉会館 【住所】 北条町古坂 1072-14 健康課 42-8723</p>
<p>■ すくすく子育て定期便について</p> <p>生後3か月から満1歳になる月までのお子さまを持つご家庭を対象に、おむつ等の子育て用品をお届けし、赤ちゃんと保護者の見守りを行います。利用には申請が必要です。申請用QRコード⇒ </p>	
<p>■ 妊婦健康診査助成券について</p> <p>① 助成券を利用せずに自費で妊婦健診を受けられた方 ⇒ 償還手続きが可能です。 【必要書類】母子手帳、領収書、未使用助成券、振込先の口座番号を確認できるもの ② 助成券が残っている方（①対象の妊婦健診がない） ⇒ 破棄してください。</p>	
<p>■ 小児慢性特定疾病制度について</p> <p>小児慢性特定疾病にかかっているお子様に対して、医療費の助成を行います。 お子様の病名が該当するかどうかは主治医の先生にご確認ください。</p>	<p>加東健康福祉 事務所 0795-42-5111</p>

